



ふくおかの祭りを知ろう！

福岡市は、自然豊かな農村部や漁村部、商工業が発展したエリアなど、様々な特徴をもった地域で形成されています。各地域では、古くからの大陸との交流によって独自の歴史・文化が生まれ、民俗行事や祭りが生まれました。そのため、今も地域に残る民俗行事や祭りは、先人たちの暮らしぶりを知るための重要な文化財(＝無形民俗文化財)として、行政や地域の保存会によって保存・活用が行われています。

今回は、福岡市内の各地に点在する民俗行事や祭りについてご紹介します。

※この誌面は、福岡市経済観光文化局文化財活用課提供の資料をもとに当所で作成しています。

無形民俗文化財を保存し、継承するために

民俗文化財は、衣食住や年中行事等の風俗慣習など、人々が生活の中で生み出し、継承してきたもののことです。主に「有形民俗文化財」と「無形民俗文化財」に区分され、民俗芸能の衣装・日常生活の器具などは「有形民俗文化財」、行事・祭りなどは「無形民俗文化財」として、国や自治体に指定・登録されています。

福岡市には現在、国指定2件、県指定7件、市指定21件、市登録24件の計54件の無形民俗文化財があり、代表的な博多祇園山笠(ユネスコ無形文化遺産)や博多どんたく港まつりの起源といわれる博多松囃子は、国の重要無形民俗文化財にも指定されています。その他、地域に根差した行事や祭りは年間を通して開催されており、開催の目的や背景からは先人たちの想いを垣間見ることができます。



▲国指定の無形民俗文化財「博多松囃子」(提供：福岡市)

「指定文化財」と「登録文化財」の違いは？！

マメ知識

一般的に、特に重要とされる文化財は、適切な保存・活用を図るために国・県・市によって「指定」されます。「指定文化財」には、行政から修繕などへの手厚い支援が受けられる代わりに、強い規制で保護されています。しかし、昨今、民俗行事や祭りの無形民俗文化財などの多くは、少子高齢化や過疎化による担い手不足で継承に大きな課題を抱えています。そこで、福岡市では、平成24年4月に条例改正を行い、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録文化財」とする新制度を設けました。「登録文化財」は、多額の金銭的支援を受けられるものではありませんが、緩やかな規制の中で文化財を活用しながら保護することを趣旨としています。

■保存・活用に向けた福岡市の取り組み

調査・記録

- ・新たな文化財指定や登録に向けて調査を実施し、後世に行事を残すための手立てを講じる。
- ・変容や消滅の可能性のある文化財の記録を行う。

公開

- ・既存の文化財を広く市民に知らせるためにイベント等を実施。
- (例)福岡市民俗芸能公演、博物館での展示、ワークショップ、講演会、記録映像上映会

修理・新調

- ・安定的な行事継続のために、行事に必要不可欠な用具等の修理・新調を行う。
- (例)令和4年度では、文化庁の補正予算事業(8,000万円規模)を活用し、市内23団体、計1,177点の修理・新調事業を実施。
- ・減少傾向にある技術者(＝文化財の修理技術をもった職人)の育成と技術の継承。

担い手の育成支援

- ・担い手の育成支援を行い、文化財の継承を図る。
- (例)令和5年度から今津人形芝居保存会の人材育成事業を開始。地域外に門戸を開き、後継者募集と育成を実施。

補助金

- ・市民に行事を公開する保存会に対して、公開にかかる必要経費を福岡市から補助する。
- ・民間の助成金や文化庁の補助金を活用し、修理・新調支援を実施。

福岡市内の無形民俗文化財の一部をご紹介します！

1月開催

市指定 今宿青木獅子舞(西区)

日時: 1月1日
場所: 八雲神社境内
保存団体: 今宿青木獅子舞保存会

詳細はこちら



旧糸島・早良郡下に拡がりをみせていたとされる演劇要素の強い獅子舞。西区の元岡や宇田川原の獅子舞と同型で、獅子以外にも猿などが出てきて様々なストーリーを演じます。

伝播の詳細は明らかになっていませんが、残されている小太鼓の銘に「文久三年(1863)十一月吉日」とあり、近世末期には存在していたとされています。



1月開催

市指定 金隈の鳶の水(博多区)

とびのみず

日時: 1月2日
場所: 宝満宮境内ほか
保存団体: 金隈の鳶の水保存会

詳細はこちら



子どもの健康を祈念する正月行事。かつて疫病の流行で多くの子どもが亡くなったことから、子どもの健康を祈願し、新年に福を招く意味を込めて、葦と笠を被った中学生の水かぶり子どもたちが町内を一軒ずつ訪れるようになったといわれています。鳶に見立てられた水かぶりは、訪問先でかけられた水を勢いよく撒き散らし、これは厄除けとも考えられています。



1月開催

県指定 志賀海神社歩射祭(東区)

ほしやさい

日時: 1月15日に最も近い土曜日・日曜日
場所: 志賀海神社境内ほか
保存団体: 志賀海神社

詳細はこちら



破魔の目的と年占の意味を兼ねた神事で、「風土記」に伝わる古代豪族の阿曇百足の土蜘蛛退治に由来するといわれています。若者が厳しい齋戒(=心身を清める)を経て射手衆となり、2m30cmの大的を約21m離れたところから、1人3回の合計48本を射込みます。黒的にあたると観衆が「ヨイヤヤ」と称え、最後の矢が放たれた後、全員での破りを行います。



市登録 高宮八幡宮獅子まつり(南区)

日時: 6月下旬
場所: 高宮八幡宮ほか周辺
保存団体: 高宮の伝統を守る会

無病息災と繁栄を祈る伝統行事。子ども達が獅子みこしを担ぎ、町内の約2kmを練り歩きます。

福岡市内では、神社でお祓いを受けた獅子が町内を訪問し、無病息災や五穀豊穡を祈願する「門祓いの獅子」が多く継承されています。



市指定 田島神楽(城南区)

詳細はこちら

日時: 7月第2土曜日
場所: 田島八幡神社
保存団体: 田島神楽保存会



近世には神官が、明治維新後には氏子達が神楽を受け継いで奉納してきた出雲系の神楽。上演時間は2~3時間に渡り、全体的にゆったりとして曲芸的な要素が少ないことが特徴です。



市登録 紺屋町子供獅子祭(中央区)

日時: 7月下旬
場所: 旧紺屋町町内
保存団体: 紺屋町子供獅子祭振興会

無病息災を願う伝統行事。子ども達が警固神社に収められている獅子頭を被って町内を練り歩きます。獅子頭には、慶応3年(1867年)との記載があり、市内でも古い獅子頭といわれています。



市指定 田隈の盆押し・盆綱引き(早良区)

詳細はこちら

日時: 8月13日~15日
場所: 地録天神社境内ほか
保存団体: 地録天神社夏祭り保存会



盆供養の伝統行事。背振山の茅(約3~5トン)で約50mの盆綱が作られ、盆綱の上で青年たちが提灯を持ちながら肩車をして勇壮な押し合いをする「盆押し」と、参拝者たちによる「盆綱引き」が交互に繰り返されます。



福岡市文化財活用課
荒川 真希さん

福岡市の担当者へインタビュー！

無形民俗文化財は、演じる人や見る人など、地域の中で人から人へ伝承されるものです。コロナ禍を経て新しい行事のかたちを模索し始めた地域もありますが、無形民俗文化財は「過去の人々の願いや祈りのかたちを現在に伝えながらも、常に“現在に生きるもの”」です。

文化財が長きに渡って伝承されるには、市民や地場企業など、地元からの理解が必要不可欠です。この機会に、地域で行われている行事に足を運び、笛や太鼓の音色の美しさ、衣装の繊細さなど、それぞれの感じ方で楽しんでみてください。

記事に関するお問い合わせ / 企画広報グループ TEL : 092-441-1112
文化財に関するお問い合わせ / 福岡市文化財活用課 TEL : 092-711-4862